

日本の学校教育における日本音楽

— 2 —

中学校（学習指導要領）編：1（昭和22年～33年）

青 柳 孝 洋

はじめに

本稿は第2次世界大戦以降の戦後学校教育において、日本の学校の教育で日本の音楽がどのように扱われてきたかを論じたものである¹。小学校の音楽科における日本音楽の扱いを分析した前稿（青柳孝洋 2012）に続き、本稿では中学校音楽科教育における日本の音楽の扱いをみていく。前稿同様に文部省（文部科学省の前身）発行の学校指導要領を主な資料とした。

日本の学校は国の行政機関である文部（科学）省の管轄化にあって、教育内容は同省が発行する学習指導要領に準拠するものとされている。今日の文部科学省によると学習指導要領とは、「全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、（中略）各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準」と「小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容」を定めたものであるとされている。そして「各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成」するように期待されている²。ただし学習指導要領には必ず共通に取り扱うべきとする内容を共通教材として提示しており、必ずしも上述の「おおまかな教育内容」という文言は字義通りには受け取られない。

前稿（青柳孝洋 2012）において、学習指導要領で実際に取り扱うものとしてされる音楽の共通教材の例は掲げられている教育目標と齟齬を生じている場合があり、その意味で教材として不適切であることを指摘した。このことを念頭に置きながら、教育目標と教材例を比較検討することを本稿の課題のひとつとした。学習指導要領は約10年毎にその時々々の社会情勢と政治的状況を反映する形で改訂されてきているので、歴史的変遷を追っていくためにその時々々の教育目標と教材例についてみた。ただし紙幅の制限があるため、本稿では昭和22年（1947年）発行の試案から遵守が義務付けられ始めた昭和33年（1958年）の学習指導要領までの版をとりあげている。

昭和22年学習指導要領（試案）³

第2次世界大戦敗北後の日本では、教育を新しい戦後の民主主義的な社会の価値観に沿ったものに変える必要があったとされる⁴。学校における教育内容の指針を示すものとしての最初の学習指導要領は第二次大戦後の2年後、教育基本法と学校教育法の制定にともない昭和22年（1947年）に発行された試案である。日本がまだ連合軍総司令部（General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Forcesの日本語訳、以下GHQと表記する。）の占領統治を受けていたこの時代、日常

1 地方行政機関の県・市などに設置されている教育委員会は、地域における教育行政組織として存在し、多くは所管学校の管理や教員人事などの教育関連事務をその主な業務としながら、教科書の採否を含め、教材の取り扱いなどにおいても関与する。

2 文部科学省「学習指導要領とは何か？」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm（2012年12月8日閲覧）

3 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm>（2012年9月1日）

4 戦後学習指導要領の変遷については、文部科学省「学習指導要領等の改訂の経過」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304372_001.pdf

的な行政を執り行ったのは日本政府であったが、GHQを通して敗戦国日本を統治していたのはアメリカ合衆国政府だった。日本国憲法をはじめとする法律の制定や重要政策の決定にはアメリカが関与してきたことは周知のとおりだが、戦後日本の教育行政においてもその影響は色濃く、たとえば学習指導要領の導入や教育委員会の設置など、戦後日本の教育にはアメリカの教育システムにあるものを雛形としたものが多い。

戦後の教育改革を先導する昭和22年(1947年)発行の最初の学習指導要領(試案)には音楽教育の目標として以下の6つが述べられている。

- 一 音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性とを養う。
- 二 音楽に関する知識及び技術を習得させる。
- 三 音楽における創造力を養う(旋律や曲を作ること)。
- 四 音楽における表現力を養う(歌うことと楽器をひくこと)。
- 五 楽譜を読む力及び書く力を養う。
- 六 音楽における鑑賞力を養う

(『学習指導要領』(昭和22年発行の試案)「第1章 音楽教育の目標」⁵⁾より)

当該学習指導要領は小学校と中学校の部分が併せて発行されており、この6つに続く解説の文章からも、音楽教育の目標は小学校と中学校で共通であることが読み取れる。目標の1番目には音楽美学的な思想がうたわれており、2番目～6番目については1番目で掲げた目的を達するために必要な音楽に関する知識や習得すべき技術についてより具体的に述べられている。

これら6つの目標には補足の説明が続き、その説明中に音楽教育の原則は情操教育であるとしている。ただし「音楽は本来芸術であるから、目的であって手段となり得るもの」ではなく、「音楽美の理解・感得が直ちに美的情操の養成」とするとある。同説明文中の第2段落では、「今後の音楽教育はあくまでも純正な音楽教育であるべきで、児童がよい音楽を十分表現し、且つ理解できるようになることを目標とし、これがそのまま正しい情操教育であるということを、しっかり考えておかなければならない。」と主張している。

教育を通して「児童がよい音楽を十分表現し、且つ理解できるようになること」が「正しい情操教育」になるというこの主張の背後には、音楽には「よい」音楽と「卑俗な」音楽とがあるという思想がある。この学習指導要領の作成者もそのような区別が可能であると信じていたことが推察される。ここで想定されている「よい音楽」とはどんな音楽かということについて、同じ年に発行された学習指導要領の小学校1学年の音楽教育について述べている以下の文言に端的に示されている。

5. ヨーロッパ音楽の音組織を、音楽教育の基礎として教える。

〔説明〕目標5は歌唱教育の場合だけでなく、音楽教育の全体にわたってとらるべき〔ママ〕方針であるが、児童の音感覚を純一な基礎の上に作るため、まずヨーロッパ音楽の音組織を基礎として教え、これの確立を待って、次第に他の音組織にも理解を及ぼして行くべきである。最初から幾通りもの音組織を教えることによって、児童の音感覚の確立を妨げることは避ける必要がある。

(「第六章 第一学年の音楽指導、二 歌唱教育、第1項 指導目標」より⁶⁾)

5 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap1.htm> (2013年8月22日)

6 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

ヨーロッパ音楽が基礎として教えられるものとして示されていることはすでに前稿（青柳 2012）で指摘している通りである。上に再掲したのは、このことが戦後の日本の学校音楽教育に一貫してみられる態度であり、中学校における学習は小学校で学習したことを継続・発展させる意味合いが強いからである。中学校における音楽指導について、

中等科において生徒は青年期に入り、自我の自覚とともに精神の成長は著しくなり、芸術に対する欲求も次第に本格的となる。したがって、音楽教育も各分野にわたって芸術的に深めるとともに、体系的に行うことが大切である。そして初級中学校三年間は、基礎教育の完成期として、小学校で実施して来た各種の指導目標を継続しつつその程度を高め、十分な音楽的教養を高めなければならない。特に表現力の方面では合唱・合奏に力を注ぐとともに、創作力の伸長をはかる。

（「第十二章 第七学年から第九学年までの音楽指導、一 全体の指導目標」より⁷⁾

上記引用文中に「合唱・合奏に力を注ぐ」とあるが、合唱を前提にした歌唱教育の指導目標としては、「2. 歌唱においては旋律を中心とするが、リズム・和声並びに形式への関連を十分に理解させる。」と書かれている。同じく合奏を中心にした器楽教育の分野においても、「1. リズム・旋律・和声・形式を総合的にとらえる」ことが指導目標として示されている。これらの文でリズム、和声などの用語が使われていることに加えて、音楽教育全般でとられるべき方針として西洋音楽を教えることが他の学年の項で書かれていることを考慮すると、第7～9学年（＝中学校1～3年）においても歌唱や器楽演奏の教材は西洋音楽かそれに類する西洋的な音楽組織に基づくものを扱うのが基本方針であったと考えられる。創作教育の説明の部分では、創作の意欲を伸ばすようにというような、どちらかという精神論的な指示が多く、それ以外に具体的な事柄はあまり述べられていない。

鑑賞教育では、指導目標に、「6. 国民性の相違による各国の音楽の特徴を理解させる。⁸⁾」や、「6. あらゆる種類の音楽、また各国の音楽の鑑賞を通して人間性への理解を深める。⁹⁾」などと書かれている。この部分からは、非ヨーロッパ系の音楽も扱うことを推奨しているような印象を受けるが、しかし音楽や芸能文化について西洋、あるいは日本など、国や民族について特定するような音楽の属性に関する明示的表現はない¹⁰⁾。

歌唱、器楽、鑑賞、創作のどの分野においても日本音楽に関する具体的記述は無かった。この昭和22年（1947年）発行の学習指導要領で、中学校の音楽について説明した部分を見る限り、日本の音楽を教えることが想定されていなかったのである。

昭和26年学習指導要領（試案）¹¹⁾

昭和26年（1951年）発行の学習指導要領は前回昭和22年（1947年）のものと同様に試案として発行された。ただし昭和26年（1951年）発行のものは試案ながらも施行が開始された、つまり実際に学校で使用された、という点で前回と異なる。この昭和26年（1951年）の学習指導要領は初等教育（小学

7 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap12.htm> (2013年8月22日) 当時の学習指導要領で第7学年～第9学年と表記される分は現行制度における中学校にあたる。数え方もアメリカの制度に影響を受けていたようだ。

8 「第十二章 第七学年から第九学年までの音楽指導、四 鑑賞教育、一 指導目標」
<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap12.htm> (2012年12月8日)

9 「第十二章 第七学年から第九学年までの音楽指導、四 鑑賞教育、二 生徒の生理的・心理的発達段階、教材選択の基準、指導法」<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap12.htm> (2012年12月8日)

10 「第十二章 第七学年から第九学年までの音楽指導」
<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap12.htm> (2012年12月8日)

11 文部省「中学校 高等学校 学習指導要領 音楽科編（試案）昭和26年（1951）」
<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/index.htm> (2012年12月8日)

校)の部分と中等教育(中学・高校)の部分との2つに分けられている。その中学校の部分、音楽教育の目標を示した項で、「わが国および外国の民謡を鑑賞する¹²⁾。」と「わが国の音楽と、著名な作曲家について知識を得る¹³⁾。」など日本の音楽に関連した記述が2つある。その他、各学年における指導の目標と内容について述べた第Ⅲ章において、「日本音階」ということばが登場するのみである。

中学校の第1学年の表現(歌唱)の項では、習熟すべき調として、「ハ・ト・ニ・イ・ヘ・変ロ・変ホなどの各長調ならびに、その関係短調および、同じ調号を用いた日本音階。——簡単な転調を加える——¹⁴⁾」があげられている。第2学年では、「ホ長調・変イ長調ならびに、それらの関係短調および、同じ調号を用いた日本音階を加え、かつ転調を取り入れる。¹⁵⁾」が習熟すべき調として含まれているほか、理解しておくべきこととして、「1) 速度記号・速度標語ならびに発想標語の意味や使い方を理解し、音程・音階の種類(長音階・短音階・日本音階)や構成を理解する。¹⁶⁾」が付け加えられている。第3学年については第2学年に準ずるとされ、日本音楽に関して新しいことは導入されていない。

いずれの学年においても日本音楽に関係したことは、音階(=調性)に関することだけであるということだけだった。ここでは、「日本音階」という用語だけが登場しており、具体的にそれが何を示すものなのかは説明されていない。この日本音楽に関して過小かつ不明瞭な記述は、小学校の学習指導要領においても見られた(青柳 2012)。日本の音楽について十分な知識をもった者が学習指導要領の作成者として、おそらく関わって来なかったのだろう。

実際の学習内容が示されている第Ⅳ章「音楽の学習指導」をみると、西洋的な音楽を偏重して教えるように仕組まれていたということが、一層明らかになる。この第Ⅳ章の「第1節 歌唱の学習指導」に歌の教材の例が提示されているが、このうち日本のものとしてとりあげられているのは、唱歌の類の日本語の歌曲を除けば、「日本民謡」としてある「子守唄」が1曲のみあるだけである。「第2節 器楽の学習指導」においては、ピアノ、オルガンなどの鍵盤楽器、オーケストラの管・弦・打楽器など西洋の楽器については教えることになっているものの、日本の伝統音楽で用いられる楽器(=和楽器)についてはまったく言及されていない。

少なからず奇異な印象を与えるのが、各学年の歌唱表現の項で、英語の歌詞を歌うように勧める文言が唐突に挿入されていることである¹⁷⁾。第1学年の部分に、「歌詞は、口語体を主とし、漸次文語体を加える(外国語——特に英語——の歌詞を加えてもよい)。¹⁸⁾」とあり、そして第2学年と第3学年の分には、「外国語(特に英語)の歌詞を加える。¹⁹⁾」と書かれている²⁰⁾。学習指導要領の常ではあるが、なぜそうすることが必要なのか、上意下達型の日本の役所に典型的なことだが、何の理由も示されていない。

第3節の「鑑賞の学習指導」においては、音楽の種類として、声楽の分野で「リード²¹⁾・芸術的歌

12 同上 第3節 中学校の音楽教育目標 II 鑑賞(8)

<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap1-1.htm> (2012年12月8日)

13 同上 第3節 中学校の音楽教育目標 IV 理解(12)

<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap1-1.htm> (2012年12月8日)

14 第Ⅲ章 中学校における各学年の指導目標ならびに指導内容、(I)第1学年(第7学年)、I 表現、1 歌唱、2) 次のような基礎的な歌唱技能(視唱ならびに聴唱)に習熟する。イ) 調

<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap3-1.htm> (2012年12月9日)

15 同上、(II)第2学年(第8学年)、I 表現、1 歌唱、2) 次のような基礎的な歌唱技能(視唱ならびに聴唱)に習熟する。イ) 調 <http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap3-1.htm> (2012年12月9日)

16 同上、IV 理解、1) <http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap3-1.htm> (2012年12月9日)

17 昭和26年の学習指導要領、「第Ⅲ章 中学校における各学年の指導目標ならびに指導内容」参照。

18 第Ⅲ章 中学校における各学年の指導目標ならびに指導内容、(I)第1学年(第7学年)、I 表現、1 歌唱、〔注〕ハ

19 第Ⅲ章 中学校における各学年の指導目標ならびに指導内容、(II)第2学年(第8学年)、I 表現、1 歌唱、〔注〕ロ

20 (III)第3学年(第9学年)、I 表現、1 歌唱、〔注〕ロ) 外国語(とくに英語)の歌詞を加える。

21 「リード」はドイツ歌曲Liedを英語風に読んだものであると推測される。今日の日本で同じジャンルをカタカナ表記する場合、「リート」とするのが一般的である。

曲・オペラやオラトリオその他に含まれる各種の声楽曲、民謡、義太夫(ぎだゆう)・清元(きよもと)・常(とき)磐津・箏曲(そうきょく)・長唄(ながうた)など。」があげられており、そして器楽の分野では、「ピアノ音楽・バイオリン音楽・オーケストラ音楽・雅楽その他。」を聴くように指導するものとしている。鑑賞の授業では、西洋音楽を多く扱った後に多少日本の音楽を取り扱うようにしていることがわかる²²。鑑賞の授業は表現活動に比べ教える側の準備が比較的少ない負担で済むと考えられることが日本音楽を扱うようになっていくことと無関係ではないだろう。ここで日本音楽として具体的に挙げられているもののうち、声楽の分野では民謡のほか5種目があげられているが、器楽としては雅楽だけである。学習指導要領作成者の日本音楽に関する知識の偏りがこの第3節でも示されている。

第5節「音楽理論と音楽史の学習指導」は7000字近くを使った説明の中で、日本の音楽については、「長調・短調・日本音階等による感じの相違をよくとらえて演奏する。」と30字程度の無意味な指示があるだけである²³。そのほか第4節「創作の学習指導」では、西洋の音楽については細々とした説明があるが、日本の音楽は対象外であるらしく何の説明もされていない。

一方この昭和26年の学習指導要領には、「わが国」という表現が登場しており、この「わが国」という表現は今日に至るまで学習指導要領等において用いられている²⁴。この年の学習指導要領で「わが国」という表現は音楽教育の全体的な目標を記した部分では登場し、各学年の指導目標と内容を具体的に示そうとした部分では「日本」という表現がみられる。この学習指導要領が発行された昭和26年(1951年)は敗戦国日本が国際社会復帰を目指しサンフランシスコ条約に調印した年であり、当条約に調印することで独立国としての主権を回復しようとしていた時であった²⁵。

「わが国」のような内向きのナショナリスティックなことばが登場したものの、これは本来こうあるべきだろうという思想として表明されただけで、現場の教育に特段の変化をもたらしたものであろうかという疑問である。実際上述したように、学習指導要領が示す音楽教育の実質的内容においては、日本音楽は僅かばかり、申し訳程度にしか登場していない。さらに奇妙なことに歌唱指導において英語の歌詞の教育を促している。矛盾しているようにみえるこれらの記述はいったい何を意味しているのだろうか?—戦後の混乱が引き続き影を落としているのか、もしくは明治改革以来の日本で描かれてきた近代化イコール西洋化という図式が機能しているようである。

昭和33年学習指導要領²⁶(遵守義務付け開始)

第3版目となる昭和33年(1958年)発表の改訂版から、政府は日本の学校に学習指導要領の遵守を義務付けるようになった²⁷。中学校の音楽教育では教科全体の目標が5つあり、その中に以下のよう

22 第VI章 音楽の学習指導, 第3節 鑑賞の学習指導, (II) 鑑賞の学習指導, (2) 鑑賞のための学習指導, 3 音楽の種類
<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap6-3.htm> (2012年12月9日)

23 第5節 音楽理論と音楽史の学習指導, (II) 音楽理論の学習指導, (1) 楽譜・音程・音階の学習指導, III 楽譜・音程・音階の学習指導, 2 演奏の面から, 1) 楽譜を見て, それを正しく理解して, ひいたり歌ったりする。の(e)。
<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/chap6-5.htm> (2013年8月27日)

24 この「わが国」という表現は、教員や児童・生徒を中心とした学校教育関係者が日本人であることを前提にしたものであるが、外国籍である場合も多くなってきている。そのような場合にも通用するために今後は、「日本」という表現に改めるべきであろう。平成20年改訂の学習指導要領において、一方で21世紀の日本はグローバル化が進んできたから国際的に活躍できる日本人を育てなければならないと言いながらも、もう一方では狭小な内輪向けの思考から来る「我が国」という表現を相変わらず継続して使用していることは不釣り合いであるが、その状態を文部科学省は問題と捉えていないようである。

25 この改訂の4年後昭和30年(1955年)に行われた小学校社会科の指導要領の改訂において、「世界的な視野に立った国民的自覚を促すこと」が意図的に強調された。このような時代の機運が上記の「わが国」や「日本」という表現に現れているらしい。文部科学省『(資料)学習指導要領の改訂の経過』3頁。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304372_001.pdf
 (2013年8月29日)

26 <http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/index.htm> (2012年12月25日)

27 当該指導要領が発行される2年前、昭和31年の経済白書には、「もはや戦後ではない」という有名な文言が登場していることから、日本国政府がある程度自信を取り戻してきたことが遵守義務付け開始につながったことが想像される。

な記述がみられる²⁸。

- 3 わが国および世界のすぐれた音楽に親しませ、よい音楽を愛好する心情を養い、鑑賞する能力を高める。
- 4 わが国および世界の音楽文化に対する正しい理解を得させ、すぐれた音楽を継承し、わが国の音楽文化を向上させようとする基礎的な態度を養う。

(「第2章 各教科, 第5節 音楽, 第1 目標」より第3項と第4項抜粋。傍点は筆者。)

学年毎の目標においては、第1学年で「郷土の音楽やわが国および世界の有名な民謡・民族音楽を取り扱い、それらの違いや共通性を感じさせる。」²⁹とあり、第2学年では、「郷土の音楽³⁰」という文言が登場するものの、第1学年の目標にあった「わが国」は消えている。第3学年の目標には、「わが国」や「郷土」の代わりに、「日本」という単語を使い「…日本の音楽に対する関心を高める」となっている³¹。「わが国」、や「郷土」、「日本」という表現が登場することから、音楽を通じて愛国心を養おうという意味が、昭和26年(1951年)学習指導要領にみられたのと同様に明確に存在していたようにみえる。

しかし「わが国」、「郷土」、「日本」等のことばは、学年毎に8項目ある目標の終わりの方に申し訳程度に登場しているのが各学年共通である。教科全体の目標に比べて、より具体的な学年毎の目標になると日本音楽はあまり重視されてなかったようだ。さらに具体的に、実施する際に必要となる教材についてはどのような指示がされているかを検討した。まず歌唱教育の分野において、1年生の教材について述べられた部分を一部、「2 内容, A 表現(歌唱)」より引用する。

(4) 歌唱教材の範囲は、次のとおりとする。

ア わが国や世界の明るく親しみやすい有名な歌曲, 民謡および郷土の歌。

イ 次の教材を含めるものとする。

わかれ……………岡本敏明 作詞, ドイツ民謡

喜びの歌……………勝 承夫 作詞, ベートーベン 作曲

朝だ元気で……………八十島稔 作詞, 飯田信夫 作曲

「わが国」や「郷土」などに関連する教材をとりあげるように書かれている箇所はあるものの、必ず含めなければいけない教材曲3曲のうち2曲がドイツのものであり、残り1曲「朝だ元気で(昭和21年=1942年作曲)」も曲は西洋音楽の理論に則っており、(下に1番の歌詞を掲載した)歌詞をみても、日本語を用いている以外、その内容は「わが国」あるいは「郷土」を特に感じさせるものではない。(2番と3番も内容的にほぼ同じで、朝だから早く起きろと呼びかけるものである。)

28 文部省発表『中学校学習指導要領 昭和33年(1958)改訂版』明治図書出版

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2012年12月25日)

29 「〔第1学年〕1 目標」より。全部で8項目ある目標のうちの第7番目に登場する。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月23日)

30 「〔第2学年〕1 目標, (7) 郷土の音楽, 各種の民謡および民族音楽などについて、それぞれの音楽の特色ある美しさを味わわせる〔ママ〕。」第1学年同様、全部で8項目ある目標の7番目である。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月23日)

31 「〔第3学年〕1 目標, (6) 時代別および民族別による音楽の特徴や音楽の組立てを理解させ、特に日本の音楽に対する関心を高める」が全7項目中の6番目に登場している。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月23日)

「朝だ元気だ」 (作詞 八十島稔)
 朝だ 朝だよ 朝日がのぼる
 空にまっ赤な 日がのぼる
 みんな元気で 元気で起きよ
 朝はこころも からりと晴れる
 あなたも わたしも 君らも僕も
 ひとり残らず 起きよ 朝だ

1年生の歌唱教材の程度についての説明部分には、「調は、ハ、ト、ヘ、ニ、変口の長調およびそれらの関係短調とする。日本音階は、それらと同じ調号の範囲とする³²。」とある。日本音階という言葉が登場するものの、それがどの調子なのかは具体的に示されていない上、ここでは西洋の調で使われる調号のみ可能とされている。このことから、西洋的なものとは異なるより日本的な音を奏でられる調子は除外されてしまうのであるが、これは日本の伝統的な音楽を西洋由来の五線譜を使って教え込もうとする無理を露呈する結果となっている。表現の教材において日本音楽関係の材料が示されているのは歌唱の分野のみで、器楽と創作の分野について日本の音楽に関する記述はまったく無い。鑑賞の授業で、1年生の鑑賞教材について以下の点を考慮して選ぶようにという指示がされている。

(3) 鑑賞教材は、次のような点を考慮して選ぶものとする。

- ア 広く一般に知られているもの³³。
- イ 生徒の理解や感得の容易なもの。
- ウ 音楽の要素的なものや演奏形態などがはっきりわかるもの。
- エ 次の教材を含むものとする。
 - 春の海……………宮城道雄 作曲
 - 今様……………日本古謡
 - 弦楽四重奏曲 ハ長調「皇帝」から 第2楽章……………ハイドン 作曲
 - 歌劇「魔弾の射手」から“かりゅうどの合唱”……………ウェーバー 作曲
 - 魔王……………シューベルト 作曲
 - 組曲「動物の謝肉祭」……………サン＝サーンス 作曲
 - チゴインエルワイゼン……………サラサーテ 作曲

(「第2 各学年の目標および内容,〔第1学年〕, 2 内容, B 鑑賞」より³⁴)

共通に聴かなければならないとされている楽曲7曲のうち5曲はヨーロッパの作曲家の作品で、残り2曲が日本の音楽となっている。ここで鑑賞教材として挙げられている日本の音楽についても注意が必要である。「春の海」は箏の宮城道雄による昭和4年(1929年)の作品であり、日本の伝統的な音楽と西洋的なものと折衷して新しい日本の音楽を作ろうという運動のもとに生まれた、〔新日本音楽〕という種目に属する曲である³⁵。箏と尺八(もしくはヴァイオリン)による二重奏で、従来の伝統的な箏曲・三曲に特徴的なヘテロフォニー的音組織とは異なり、西洋の和声の技法をとり入れた曲

32 (「第2 各学年の目標および内容,〔第1学年〕, 2 内容, A 表現, (歌唱), (5) 歌唱教材の程度は、次のとおりとする。」のウ) <http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月24日)

33 この項目は、上の記述、「(1) いろいろな種類の楽曲に親しませ…(略)」と齟齬を生じているようだ。何のための鑑賞教育なのか、目的が定まっていないという印象を与える。

34 <http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月24日)

35 この曲のように日本音楽と西洋音楽の手法を折衷した1920～30年代の音楽について、新日本音楽としてジャンル分けされることが多いが、宮城道雄自身は新日本音楽という名称は好まなかったと伝えられている。

である。この曲を日本の音として紹介する際にはこの点に注意すべきであったろう。

教材の2番目に日本古謡としてあげられている「今様」についてもいくつか問題がある。まず〔今様〕とは種目名であって、ある特定の楽曲の名称ではないため、具体的に何を教材として使うことが要請されているのかわからない。単語としての「今様」の意味は、「当世風」とか「今風」など、つまりその時代に流行したものをさしたことばであり、この種目名によって呼ばれるような歌は中世から近世まで数多く作られてきており、その姿は時代によっても異なる。この指導要領において「春の海」と「今様」の2曲が日本の音楽として提示されているものの、あいにくその音楽のどの部分が日本的なのかということや具体的に何を教えるということが不明なままである。他年度発行の学習指導要領においても往々に発見されるこのような不確かさからは、学習指導要領作成者に十分な日本の音楽に対する関心が無かったか、あるいは知識が不足していたことが推察される。

上記の共通教材とは別に、「指導上の留意事項」として、郷土の音楽を取り扱う際の注意が、「(8) 郷土の音楽を取り上げる場合には、その音楽と生活との関係、伝承されている様子などについて正しい理解をもたせることがたいせつである。³⁶⁾」と述べられている。「郷土の音楽」は、社会的な意味合いを理解させることに重点が置かれており、音的な事柄については不問である。学年全体の目標にあった、「違いや共通性を感じさせる」という部分に対する補足は無く、たとえば音楽の授業のほかの単元とのつながりは示されていない。

第2学年については、その学年目標において、「郷土の音楽、各種の民謡および民族音楽などについて…」とあった(上記参照)。この学年の教材については、以下にあるように歌唱教育で必ずとりあげられるべき教材が3曲あげられている。

(4) 歌唱教材の範囲は、次のとおりとする。

ア わが国や世界の親しみやすい有名な歌曲、民謡および郷土の歌。

イ 次の教材を含めるものとする。

荒城の月……………土井晩翠(すい) 作詞、瀧廉太郎 作曲

眠りの精……………堀内敬三 作詞、ドイツ民謡

サンタルチア……………小松 清 作詞、ナポリ民謡

3曲中2曲はヨーロッパ由来、残りの1曲「荒城の月」が日本人の作詞作曲による歌曲である。土井晩翠の七五調の歌詞に対して瀧廉太郎が短調の旋律をつけて1901年(明治34)に発表されたこの曲は海外にも知られている日本の歌曲だが、上記アの「親しみやすい」歌曲に入るのかどうか疑わしいし、もしそうであるとして、誰にとって親しみやすいのか曖昧である。またこの曲が西洋音楽を積極的に導入していた明治時代の日本で作られた近代の音楽であることの説明はされていない。

ほかに歌唱教育での日本音楽関連の部分は、「(5) 歌唱教材の程度は、次のとおりとする。」の「ウ 調は、第1学年の内容として示したものに、イ、変ホの長調を加えそれらの関係短調を加えることもできる。日本音階はそれらと同じ調号のもの範囲とする。」と書かれており、第1学年の説明とほぼ同じである。歌詞について、「カ 歌詞は口語体とし、しだいに文語体を加えてもよい。」と「キ わが国において歌いなれている歌曲の歌詞や、平易な外国語の歌詞(特に英語)は、そのまま用いてもよい。」とある。これら以外の項(「ア」、「イ」、「エ」、「オ」、「ク」、「コ」)に書かれていることは西洋音楽に対応したもので日本の音楽に該当しない事柄である³⁷⁾。

36 「第2 各学年の目標および内容〔第1学年〕、3 指導上の留意事項」より。

37 「第2 各学年の目標および内容〔第2学年〕、2 内容、A 表現、(歌唱)、(5) 歌唱教材の程度は、次のとおりとする。」参照。http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm (2013年8月26日)

鑑賞の授業において、「(1) いろいろな形態の名曲に親しませ、それらの音楽の形式や音色のよさ、美しさ、おもしろさを味わわせ、進んでよい音楽を鑑賞する態度や能力を養う。」³⁸⁾とあるものの、

(3) 鑑賞教材は、次のような点を考慮して選ぶものとする。

- ア 一般によく知られているもの。
- イ 生徒の理解や感得が容易なもの。
- ウ 基礎的な形式が明確なもの。
- エ 演奏形態の様子がはっきり聞き取れるもの。
- オ 次の教材を含めるものとする。

江差追分……………日本民謡

越後獅子(じし)(長うた), ……杵(きね)屋六左衛門 作曲

ピアノ ソナタ イ長調 K.331…モーツァルト 作曲

バイオリン協奏曲 ホ短調……………メンデルスゾーン 作曲

組曲「アルルの女」第1, 第2 ……ビゼー 作曲

こどもの領分……………ドビッシェ 作曲

ヘンリー＝パーセルの主題による変奏曲とフーガ(青少年のための管弦楽入門)

……………ブリトン 作曲

と書かれており、ここで考慮すべき事柄としてあげているア～オの項目は、すでに上述の「(1) いろいろな形態の…」における説明と矛盾が生じている。さらに、項目オに聴かせなければいけない楽曲としてあげられている7曲のうちの5曲は、第1学年の場合同様、ヨーロッパの作曲家の作品であり、2曲が日本の近世(江戸時代)の作である。この鑑賞教材について日本のもの2曲に限っていえば、7分の2という分量以外は、第1学年の教材に比較して問題は小さいように思われる。

3年生の学年目標の7つあるうちの1番目に、「第2学年までに習得した音楽的諸能力を充実し、すぐれた音楽を表現し鑑賞することによって音楽美を愛する心を高め、生活を美化する態度や習慣を養う³⁹⁾。」とされているが、日本音楽に関しては「時代別および民族別による音楽の特徴や音楽の組立てを理解させ、特に日本の音楽に対する関心を高める⁴⁰⁾。」と6番目に言及されている⁴¹⁾。

具体的な内容の説明では、表現については他の学年同様、歌唱教育の分野において日本音楽関連の記述がある。

(4) 歌唱教材の範囲は、次のとおりとする。

- ア わが国や世界の親しみやすい有名な歌曲や民謡。
- イ 平易な芸術的歌曲。
- ウ 次の教材を含めるものとする。

花……………武島羽衣 作詞 滝廉太郎 作曲

こもり歌……………武内俊子 作詞, ブラームス 作曲

38 「第2 各学年の目標および内容, [第2学年], 2 内容, B 鑑賞」より。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

39 第2 各学年の目標および内容, [第3学年], 1 目標, (1)

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

40 第2 各学年の目標および内容, [第3学年], 1 目標, (6)

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

41 また、「第2 各学年の目標および内容, [第3学年], 1 目標, (7) 音楽によって、学校、家庭、地域社会などを明るくものにしようとする態度や習慣を身につけさせる。」との表現がある。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

やしの実……………島崎藤村 作詞 大中寅二(とらじ) 作曲

「花」1900年(明治33年), と「やしの実⁴²⁾」1936年(昭和11年)の2曲の日本歌曲が選ばれている点が他の学年と異なるといえなくも無いが, 全3曲が西洋音楽の理論に則った作品である。つまり, 3学年とも共通して教えられなければならない楽曲の全てが西洋音楽とその理論を利用した日本人による作品である。そしてそれら日本人の手による楽曲の4曲中3曲は明治から昭和初期にかけて作曲されたもので, 日本語の歌詞を西洋音楽風の旋律と和声に乗せて歌う日本歌曲と呼ばれる種目に分類される歌である。教材の範囲に続いて, (5)歌唱教材の程度は, 次のとおりとする。)と記述された部分は, 第2学年のものと同じ説明が繰り返されている⁴³⁾。

器楽分野では歌唱教育にあるのと同じ, 「ウ 調は, 第2学年の内容として示したものに, さらにニ, 変ロの長調およびその関係短調, 同じ調号による日本音階を加えてもよい。」という1行がみられる⁴⁴⁾。1, 2学年同様, 3年生においても表現の他の2分野(器楽と創作⁴⁵⁾)で日本の音の扱いはほぼ無いに等しく, 次に関連する記述が現れるのは鑑賞の分野についてである。

B 鑑 賞

(1) すぐれた楽曲を鑑賞させ, 日本人としての品格を高めるうえに好ましい音楽と好ましくない音楽とを判別する力をもたせ, 進んでよい音楽を求めようとする態度を養う。

(2) 省略

(3) 鑑賞教材は, 次のような点を考慮して選ぶこととする。

- ア 名曲として知られているもの。
- イ 音楽の時代区分の中で代表的なもの。
- ウ 音楽の民族的区分の中で代表的なもの。
- エ 日本音楽の代表的なもの。
- オ 次の教材を含めるものとする。
 - 雅楽「越天楽」……………日本古典
 - 組曲 第2番 ロ短調……………バッハ 作曲
 - 交響曲 第六番 ヘ長調「田園」……………ベートーベン 作曲
 - 交響詩「中央アジアの広原にて」……………ボロディン 作曲
 - 歌劇「おちょう夫人」から“ある晴れた日に”…プッチーニ 作曲
 - ボレロ……………ラヴェル 作曲
 - 舞踊組曲「ガイヌ」……………ハチャトゥリアン 作曲

(第2 各学年の目標および内容, [第3学年], 2 内容, B 鑑賞⁴⁶⁾)

いろいろと問題があるのだが, 紙幅の都合上ここでは(3)のオにある共通の鑑賞教材についてのみ言及する。全7曲中6曲がヨーロッパ音楽という西洋音楽への大幅な偏りが継続して存在している

42 詩は島崎藤村の1901年(明治34年) 発刊の詩集『落梅集』に収録。

43 たとえば, 「エ わが国において歌い慣れている歌曲の歌詞や, 平易な外国語の歌詞(特に英語)は, そのまま用いてもよい。」がここでも登場している。第2 各学年の目標および内容, [第3学年], 2 内容, A 表現(歌唱)
<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

44 「(器楽), (4) 合奏教材の程度は, 次のとおりとする。」より。

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

45 創作の分野で, 「(イ) 民謡風なまたは独唱曲風な旋律。」という文言が, 「(創作), (1) 旋律の中に, 自分の気持や意図を表現する力を伸ばす。エ 前もって一つの計画をもち, それに適した旋律を作る。」にあるが, 日本の民謡を意識していたのかどうかは不明である。<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

46 <http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-5.htm> (2013年8月26日)

が、これは同じく上の「ウ 音楽の民族的…」との整合性が見あたらない。日本の音楽としては7曲のうち僅か1曲、「越天楽」が入っているが、日本古典という種目名は一般的に用いられるものではないので何を意図したものなのかは不明である。

ここであらためて1年生の音楽の学年全体の目標をみてみたい。昭和33年学習指導要領の第5節では音楽教育の目標および内容について、次のように述べられている。

1 目 標

(1) 小学校における学習経験の基礎の上に、音楽の表現力をいっそう高めることに重点をおき、あわせて音楽を鑑賞し理解する力の基礎を養い、中学校における音楽学習の基礎を確立する。

(略)

(5) 広くよい音楽を聞かせ、鑑賞への興味を高める。

(略)

(7) 郷土の音楽やわが国および世界の有名な民謡・民族音楽を取り扱い、それらの違いや共通性を感じさせる。

(第5節 音楽, 第2 各学年の目標および内容, [第1学年] より)

上記(5)と(7)で、「広くよい音楽を聞かせ、鑑賞への興味を高め」、そして「郷土の音楽やわが国および世界の有名な民謡・民族音楽を取り扱い、それらの違いや共通性を感じさせる。」とあるため、西洋音楽以外のもの、日本音楽も扱うことを奨励しているような印象を与える。しかしこれは(1)にあるように、あくまで小学校で習った西洋音楽的な知識を基礎にした上でのことだったということが判明する。

結語にかえて

昭和22年(1947年)の試案発行以降、学習指導要領は昭和26年度と昭和33年度に改訂版が出されたのだが、基本路線は当初の試案に示された考えが決定的となった。すなわち、ヨーロッパ音楽こそが重要であり、それ以外の音楽はヨーロッパ音楽の基礎が出来た後に少しだけ触れさせるもの、という昭和22年試案に示された音楽教育の思想がその後登場した版においても踏襲され、日本音楽は箸休め程度の重みしか与えられてこなかった。本稿では昭和22年(1947年)度の試案から昭和33年(1958年)度の改訂版までを扱った。すでに与えられた紙幅を超えてしまっているので、昭和44年度の改訂以降の学習指導要領について論じるのは次の機会としたい。

参考文献

青柳孝洋 2012. 「日本の学校教育における日本音楽-1-小学校(学習指導要領)編」『岐阜大学教育学部研究報告』61(1), 51-60

文部省 1947. 『学習指導要領 音楽編(試案) 昭和二十二年度』

<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm> (項目別のURLとアクセス日については脚注に記載)

文部省 1951. 『中学校 高等学校 学習指導要領 音楽科編(試案) 昭和26年(1951)』

<http://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/index.htm> (項目別のURLとアクセス日については脚注に記載)

文部省 1958. 『文部省発表 中学校学習指導要領 昭和33年(1958) 改訂版』東京: 明治図書出版

<http://www.nier.go.jp/guideline/s33j/index.htm> (項目別のURLとアクセス日については脚注に記載)

文部科学省『(資料) 学習指導要領の改訂の経過』http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304372_001.pdf (2013年8月29日)

